

平成十三年法務省令第六号

入国者収容所組織規則

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十三条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、入国者収容所組織規程の全部を改正する命令を次のように定める。

入国者収容所組織規程の全部を改正する命令

入国者収容所組織規程（昭和二十七年法務省令第五号）の全部を次のように改正する。

（入国者収容所の名称及び位置）

第一条 入国者収容所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

（所長及び次長）

第二条 入国者収容所に、所長及び次長一人を置く。

2 所長は、入国者収容所の事務を掌理する。

3 次長は、所長を助け、入国者収容所の事務を整理する。

（入国者収容所に置く課等）

第三条 入国者収容所に、次の二課、室及びそれぞれ首席入国警備官二人を置く。

総務課

会計課

診療室

（総務課の所掌事務）

第四条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公印の保管に関する事。

二 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関する事。

三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。

四 統計報告に関する事。

五 渉外、広報及び行政相談に関する事。

六 職員の健康管理に関する事。

七 被収容者の仮放免及び保証金に関する事。

八 送還不能の被退去強制者の放免に関する事。

九 所内の所掌事務の連絡調整に関する事（第七条第十二号に掲げる事務を除く。）。

十 前各号に掲げるもののほか、入国者収容所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

（会計課の所掌事務）

第五条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。

二 入国者収容所所属の国有財産及び物品の管理に関する事。

三 債権に関する事。

四 保管金に関する事。

五 職員の安全管理に関する事。

六 職員の福利厚生に関する事。

七 被収容者に対する給養に関する事。

八 ボイラー及び炊事場の運営に関する事。

（診療室の所掌事務）

第六条 診療室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医療、防疫、保健及び衛生に関する事。

二 医療品及び衛生材料の受払及び保管に関する事。

（首席入国警備官の職務）

第七条 入国者収容所に置く首席入国警備官各二人は、それぞれ企画管理・執行担当及び処遇担当とし、次に掲げる事務のうち、企画管理・執行担当の首席入国警備官は第一号から第七号まで（入国者収容所大村入国管理センターの企画管理・執行担当の首席入国警備官は、第六号の事務を除く。）及び第十二号の事務を、処遇担当の首席入国警備官は第八号から第十一号までの事務をつかさどる。

一 入国警備官の点検、礼式及び非常訓練に関する事。

二 武器の携帯、使用及び管理並びに入国警備官の装備に関する事。

三 出入国及び外国人の在留の管理並びに難民に関する資料の収集に関する事。

四 収容令書及び退去強制令書の執行並びにその執行のための護送及び送還に関する事。

五 被収容者の送還要件具備手続に関する事。

六 指紋の分類及び照会・回答に関する事。

七 電子計算機の運用及び保守に関する事。

八 被収容者の処遇に関する事。

九 被収容者の入所及び出所に関する事。

十 面会及び通信に関する事。

十一 収容区域その他の被収容者を収容する施設に係る警備及び保安に関する事。

十二 所内の首席入国警備官の所掌事務の連絡調整に関する事。

（統括入国警備官）

第八条 入国者収容所を通じて統括入国警備官十二人以内を置く。

2 統括入国警備官の配置は、法務大臣が定める。

3 統括入国警備官は、命を受けて、前条各号に掲げる事務のうち、所長の指定する分担に係る事務を統括する。

（雑則）

第九条 この省令に定めるもののほか、入国者収容所に関し必要な事項は、所長が定める。

2 所長は、前項の規定に基づき、事務分掌その他組織の細目を定めようとするときは、法務大臣の承認を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この中央省庁等改革推進本部令(次項において「本部令」という。)は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(この本部令の効力)

2 この本部令は、その施行の日に、入国者収容所組織規則(平成十三年法務省令第六号)となるものとする。

附 則 (平成一四年四月一日法務省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年四月一日法務省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三十一日法務省令第三九号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年五月一六日法務省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月三〇日法務省令第四五号)

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

別表(第一条関係)

名称	位置
入国者収容所東日本入国管理センター	牛久市
入国者収容所大村入国管理センター	大村市